

保護命令制度

配偶者から、身体に対する暴力や生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所は、被害者からの申立てにより、加害者に次のような命令を発することができます。

- 加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命令 **【退去命令】**
- 加害者が被害者につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令 **【接近禁止命令】**
- 被害者と同居している未成年の子への接近禁止命令
- 被害者に対する電話・電子メール等を禁止する命令
- 被害者の親族、支援者等への接近禁止命令



DVに関する相談機関の連絡先

機 関 名	相 談 時 間	電 話 番 号
配偶者暴力相談支援センター		
愛媛県福祉総合支援センター	月～金 8:30～17:15 毎 日 18:00～20:00(※) (※相談受付のみ)	089-927-3490
愛媛県男女共同参画センター	火～金 8:30～17:30 土・日 8:30～16:30	089-926-1644
警察本部警察相談室	24時間対応 (夜間・土・日・祝日は当直対応)	089-931-9110 #9110
県内各警察署の相談窓口		各警察署の 代表電話番号
東予子ども・女性支援センター	月～金 8:30～17:15	0897-43-3000
南予子ども・女性支援センター	月～金 8:30～17:15	0895-22-1245

その他、法務局、各市町にも相談窓口があります。

※DV相談ナビ(0570-0-55210)からも、相談窓口につながります。



発行／愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課
〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2
TEL: 089-912-2332 FAX: 089-912-2444
E-mail: danjokyodo@pref.ehime.lg.jp

平成29年8月作成